

令和3年2月1日 初版

令和3年9月6日 改正

北日本 SDGs スマートアグリ推進フォーラム会則（案）

第1 名称

- ・本会は、北日本 SDGs スマートアグリ推進フォーラム（以下「本フォーラム」という。）と称する。
- ・本フォーラムの設立年月日を令和3年2月1日とする。

第2 目的

- ・本フォーラムは、北日本の豊富な再生エネルギーと食糧の積極的な活用によって、地域社会の地域課題や技術課題、近未来分析を含む、大学研究者や実践的経営者、行政担当者との議論を通して SDGs の目標達成に向け我々の行動を進め、県域を越えた北日本地域再生を目指す。

第3 事業

- ・前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 産学官への情報発信（ネットワーク形成、シンポジウム開催）
 - (2) 事業化支援（企業間、企業と研究者の広域連携）
 - (3) 部会の活動（新技術紹介・異分野融合、戦略的企画）
 - (4) 研究開発プロジェクトの提案（支援情報、計画実施、地域還元）
 - (5) その他必要な事業（地域課題・人材紹介・育成）

第4 会員および事業等への参加

- ・この会の趣旨に賛同する者は誰でも入会の資格を有し、この会が行う事業等に参加することができる。
- ・会員は、法人会員および個人会員とする。

第5 役員

- ・この会に代表1名、副代表数名、監事1名を置く。
- ・代表および副代表は会員の中から総会で選出する。
代表は本フォーラムを代表する。
- ・副代表は、代表が欠けたとき又は事故のあった時にその職務を代理する。
- ・役員の内任期は2年とする。ただし再任を認める。

第6 総会

- ・総会は代表が召集する。
- ・総会の議長は代表が努める。総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 会則の制定および改正

- (4) 役員を選出、改選
- (5) その他必要と認められる事項

第7 運営委員会

- ・この会の運営について協議するため、運営委員会を置く。
- ・運営委員は、会員の中から代表が指名する。
- ・運営委員の任期は2年とする。ただし再任を認める。
- ・運営委員長は、運営委員の中から互選する。
- ・運営委員会のもとに、フォーラムの戦略を検討する「企画戦略委員会」と部会の連携を進めるための「プロジェクト委員会」を置く。

第8 部会

- ・会員は、プロジェクト研究開発を行うため、部会を設置することができる。
- ・部会を設置または廃止した時は、速やかに代表に届けるものとする。
- ・部会の運営については、部会長を中心とした自主性を尊重するものとする。
 - 1) スマート農業・林業・畜産業技術
 - 2) スマート水産業技術
 - 3) アグリサイエンス・エンジニアリング
 - 4) 地産品（農林水産）価値創製（6次加工）
 - 5) 自然エネルギー・省エネ技術利用システム
 - 6) スマートセンサー・デバイス技術
 - 7) IoT ネットワーク技術
 - 8) 地産品スマート物流技術
 - 9) 作業自動化ロボット・ドローン
 - 10) 地域創生・社会経済システム

第9 会費

- ・会費は、法人会員の場合、1口2万円、1法人年間1口以上とし、個人会員の場合は年間2千円とする。また、会費年度は1月から12月とする。

第10 事務局

- ・事務局をアウラグリーンエナジー（株）（青森市第二問屋町2番地1-3高繁ビル）内に置く。事務局員は、会員の中から代表が指名する。
- ・事務局長は、事務局員の中から互選する。

(付則)

- ・この会則は、令和3年2月1日から施行する。ただし、総会開催までは発起人会が責任をもって本フォーラムを運営する。